

## 議案第5号

渋川市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月28日提出

渋川市長 高 木 勉

### 渋川市事務分掌条例の一部を改正する条例

渋川市事務分掌条例（平成18年渋川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中イを削り、ウをイとし、エをオとし、オの前に次のように加える。

ウ 市政の総合企画及び調整に関する事項

エ 共生社会の推進に関する事項

第2条第3号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、カをオとする。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 理 由

組織機構の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（事務の分掌）                      第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。                      （1） 総合戦略部                          ア 秘書に関する事項                           イ 広報及び広聴に関する事項                          <u>ウ 市政の総合企画及び調整に関する事項</u>                          エ 共生社会の推進に関する事項                          オ 市の予算その他財務に関する事項                      （2） （略）                      （3） 情報防災部                          ア 危機管理の統括に関する事項                          イ 消防防災及び市民の安全安心に関する事項                           ウ 行政改革に関する事項                          エ 情報化に関する事項                          オ 統計に関する事項                      （4）～（8） （略）</p>	<p>（事務の分掌）                      第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。                      （1） 総合戦略部                          ア 秘書に関する事項                          <u>イ 市政の総合企画及び調整に関する事項</u>                          <u>ウ 広報及び広聴に関する事項</u>                           エ 市の予算その他財務に関する事項                      （2） （略）                      （3） 情報防災部                          ア 危機管理の統括に関する事項                          イ 消防防災及び市民の安全安心に関する事項                          <u>ウ 共生社会の推進に関する事項</u>                          エ 行政改革に関する事項                          オ 情報化に関する事項                          カ 統計に関する事項                      （4）～（8） （略）</p>